

中野区立小中学校再編計画（第2次）【案】
～よりよい教育環境を目指して～

平成25年1月
中野区教育委員会

目次

はじめに	1
I 中野区が目指す教育の姿	2
1. 子どもたちの将来像	2
2. 中野区の学校の現状	3
3. 適正規模の学校をつくる	5
II 区立小中学校再編計画改定の背景	7
1. 学校を取り巻く環境の変化	7
2. 教育課題への対応	8
III 区立小中学校再編計画改定の概要	10
1. 再編計画改定に関する考え方	10
2. 通学区域の見直し	13
3. 区立小中学校の統合	14
IV 今後の再編計画の具体的内容	17
1. 南中野中学校の通学区域内の再編	17
(1) 中野神明小学校、多田小学校、新山小学校の統合	17
2. 第二中学校の通学区域内の再編	19
(1) 第二中学校の通学区域変更	19
(2) 桃園小学校、向台小学校の統合	20
3. 第三中学校、第十中学校の通学区域内の再編	21
(1) 第三中学校、第十中学校の統合	21
(2) 第十中学校の通学区域変更	21
(3) 谷戸小学校、桃花小学校の通学区域変更	22
4. 第五中学校の通学区域内の再編	24
(1) 第五中学校の通学区域変更	24
(2) 上高田小学校、新井小学校の統合	25
(3) 上高田小学校、白桜小学校の通学区域変更	25
5. 第四中学校、第八中学校の通学区域内の再編	27
(1) 第四中学校の通学区域変更	27
(2) 第八中学校の通学区域変更	28
(3) 第四中学校、第八中学校の統合	29
(4) 大和小学校、若宮小学校の統合	30
(5) 北原小学校、大和小学校の通学区域変更	31
(6) 鷺宮小学校、西中野小学校の統合	32
6. 第七中学校の通学区域内の再編	34
7. 北中野中学校の通学区域内の再編	34
(1) 北中野中学校の通学区域変更	34
8. 緑野中学校の通学区域内の再編	35
(1) 緑野中学校の通学区域変更	35
9. 中野中学校の通学区域内の再編	36

(1) 中野中学校の通学区域変更.....	- 36 -
(2) 谷戸小学校、桃花小学校の通学区域変更.....	- 37 -
1 0. 学校再編に伴う特別支援学級の取り扱いと今後の方向.....	- 38 -
1 1. 学校再編に伴う指定校変更の取り扱い.....	- 40 -

はじめに

教育委員会では、学校教育の充実を目指すという教育的視点を基本に、平成17年10月に中野区立小中学校再編計画を策定し、その着実な実施に向け取り組んできたところです。

この計画では、計画期間を前期と中後期に分け、現在、前期の計画期間の再編を終了したところです。前期の再編では、特に小規模化の著しい学校を解消し、学校規模の確保を図ることを目的に学校再編を実施しました。

このことにより、一定規模の学校が確保されるとともに、集団での活動をとおして、クラス全体や学年の活気が引き出され、運動会や学芸会などの学校行事も活気のあるものとなりました。また、音楽の合唱・合奏、体育など集団で行う学習が充実しました。中学校の部活動では、多様な部が設置され、部員数も増加したことにより活性化が図られました。

区立小中学校は、この間も少子化の影響などから、計画の策定時の推計よりさらに児童生徒数が減少し、それに伴う学校の小規模化が進んでいます。また、新学習指導要領の全面実施、国における35人学級の推進や学力・体力の向上、「生きる力」の育成など学校教育の充実に向けた新たな課題への対応が求められています。

さらに、校舎の主要部分が建築後50年を経過する学校もあり、校舎の老朽化に伴う改修・改築が大きな課題となっています。統合に際しては、子どもたちの安全・安心に配慮し、多様な教育活動にも対応できるよう、よりよい教育環境を提供することを目指したいと考えています。

教育委員会では、新たな教育課題への対応を図るとともに、前期に実施した学校再編の検証や小中学校の連携の推進、学校と地域・家庭との連携の推進など、学校教育の充実を目指すことを基本に検討を重ね、通学区域の見直しを含めた中野区立小中学校再編計画改定をとりまとめました。なお、この計画は、現行の「中野区立小中学校再編計画」を見直し、中期、後期などの計画期間の区別をつけず、新たな「中野区立小中学校再編計画（第2次）」として策定し、今後、この計画の着実な実施に向け、全力で取り組んでいきます。

I 中野区が目指す教育の姿

1. 子どもたちの将来像

教育委員会では、今後 10 年間を見通した教育の目指すべき方向とともに、5 年間で重点的に進める取り組みを明らかにした「教育振興基本計画」と位置付けた「中野区教育ビジョン（第 2 次）」を平成 23 年 2 月に策定しました。

「中野区教育ビジョン（第 2 次）」では、中野区を目指す人間像として次の 4 点を掲げ、その実現に向けた取り組みを示しています。

《目指す人間像》

- ◇ 生命を尊重し、やさしさや思いやりの心をもつ人
- ◇ コミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係をつくる人
- ◇ 自ら考え、創意工夫し課題を解決する人
- ◇ 自らの健康や体力の増進を図る人

《取り組みの方向》

① 確かな学力の定着

- ・土曜日や夏季休業日、放課後を活用した補習等の充実（外部人材の活用）
- ・学校間連携・交流事業の充実
- ・幼保と小、小と中の連携教育の標準的方法の作成
- ・連携教育モデル校の指定及び拡充

② 子どもたちの体力の向上

- ・中野スタンダード達成のための取組の推進
- ・小中学校の指導の連続性を重視した体育授業の改善

③ 特色ある学校づくりの推進

- ・保護者や地域との連携・協働による学校づくりの推進
- ・各学校の創意ある教育課程の編成

④ 地域の教育力の向上

- ・学校支援ボランティア制度の推進
- ・地域における体験学習や交流事業等の実施の推進
- ・中学校区ごとに設置している地区懇談会や次世代育成委員の活動によるネットワークづくりと健全育成事業の推進

⑤ 特別支援教育の推進

- ・個別の教育支援計画の作成・充実
- ・保護者や地域への啓発及び理解促進

⑥ 教育環境の基盤整備

- ・校舎・体育館耐震補強工事
- ・学校間ネットワークの構築

2. 中野区の学校の現状

子どもたちの将来像を目指した学校教育を進めていくとき、最も大きな課題の一つは学校の小規模化です。その状況は以下のとおりです。

(1) 児童生徒数

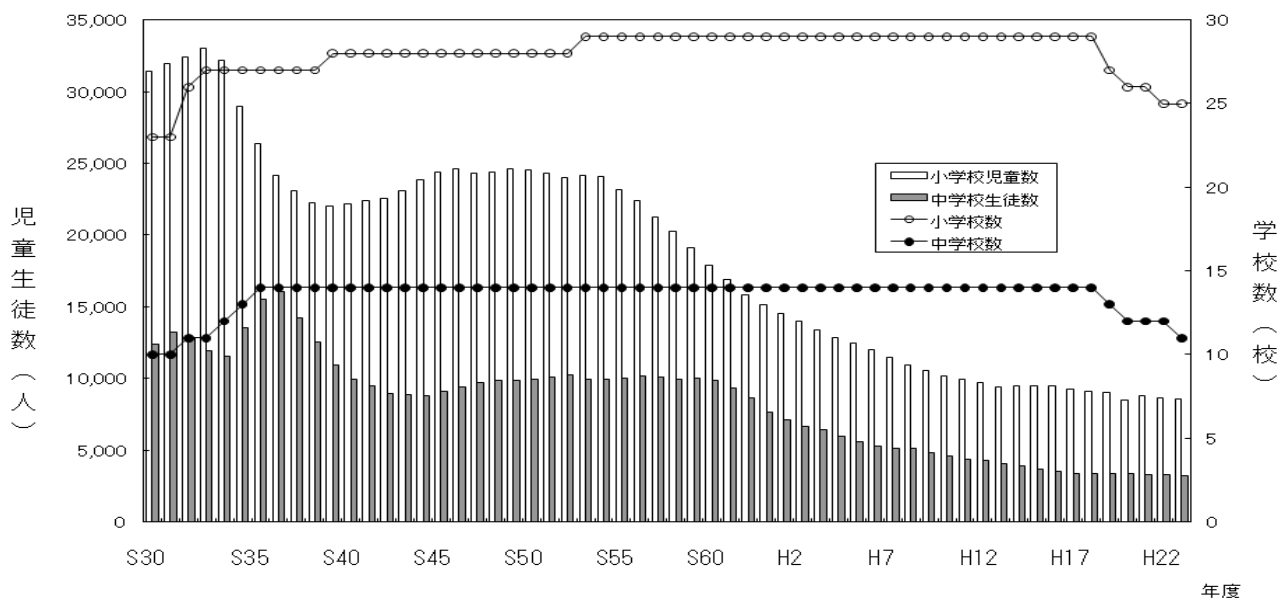
区立小学校の児童数は昭和33年度の33,024人を、中学校の生徒数は昭和37年度の16,039人をピークに、特に平成に入ってから急速な減少傾向に転じ、平成24年度は小学校児童数8,547人、中学校生徒数3,197人とピーク時と比較すると小学校では約4分の1、中学校では約5分の1にまで減少してきています。【図1参照】

教育委員会が平成24年度に推計したところによると、全体としては、これから10年間の児童数はやや増加し、生徒数は概ね横ばいで推移すると思われます。しかしながら、これには地域差があり、地域によっては、引き続き減少する地域も見られます。

【資料2参照】

なお、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)～平成17(2005)～平成47(2035)年～」によると、中野区における年少人口(0歳～14歳)は、平成17年の25,863人から平成32年には21,547人、平成47年には16,010人と、15年間で約16.7%、30年間で約38.1%減少すると予測されており、中長期的には児童生徒数は減少していくものと見られます。

【図1】 区立小中学校の児童生徒数と学校数の推移



(2) 1校あたりの学級数

学校教育法施行規則では学校の標準規模は12～18学級とされていますが、これを下回る12学級未満の学校が増加し、平成24年度では小学校25校中8校、中学校11校中9校がこれにあたります。このうち、小学校では6学級(各学年1学級)の学校が1校、7学級の学校が1校あり、中学校では5学級の学校が1校、6学級(各学年2学級)の学校が2校、7学級の学校が1校あります。【資料2参照】

(3) 校舎等施設の状況

校舎の主要部分が建築後 50 年を経過した学校は、改築を予定している平和の森小学校を除いても、平成 24 年までで既に 6 校あり、今後、10 年間では 10 校が建築後 50 年を経過することになります。【図 2 参照】

校舎の改築を行う場合、機能的にも、構造的にも、規模的にも望ましい水準で計画する必要があり、子どもたちの安全・安心に配慮し、多様な教育活動に対応できるよう充実した施設が求められています。

ここで問題となるのが、敷地の規模と立地条件です。中野区の区立小中学校の敷地は一般的に小規模なものが多く、望ましい水準での改築が困難なものも少なくありません。その上、住宅地が多く日影規制の影響も大きいことから、現在の敷地では必要な規模を有する改築が難しい学校も存在します。

なお、全体的な学校施設等整備の考え方については、区の財政状況等を勘案し、学校再編計画とは別に定めます。

【図 2】校舎の主要部分が50年を経過する時期

年	小学校	中学校
平成20年	平和の森小(23)	
平成21年		
平成22年		第三中
平成23年	鷺宮小	第二中
平成24年	西中野小	第七中、北中野中
平成25年		
平成26年	桃園第二小、中野本郷小	
平成27年		
平成28年		第八中
平成29年		第九中(中野中仮校舎)(24)
平成30年		
平成31年	北原小	
平成32年	塔山小、啓明小	
平成33年	白桜小(21)	
平成34年	桃園小、桃花小(20)、中野神明小	
平成35年	向台小、若宮小	
平成36年	上高田小、新井小、緑野小(23)	第十中
平成37年	大和小、新山小、	南中野中(21)、第四中、第五中
平成38年	多田小、江原小	
平成39年	江古田小	緑野中(20)
平成40年	武蔵台小	
平成41年	上鷺宮小	

は統合新校、()内は統合年度

(4) 小中学校の通学区域の状況

小中学校で通学区域の整合性が図られているのは、南中野中学校（中野神明小学校・多田小学校・新山小学校）と第七中学校（江古田小学校・江原小学校）の中学校2校の通学区域のみです。他の小中学校では、通学区域の整合性が図られていないことから、3校の中学校へ進学する小学校や6校の小学校から進学してくる中学校があります。このことから、すべての小中学校において、9年間を見通した教育活動を行う学校間の連携を推進することが難しい状況です。【資料3参照】

◇ 小中学校の連携を推進する必要性

小学校から中学校への接続や学年進行に伴って、学習のつまずきや心理的な発達での課題が現れることがあります。発達段階に即し、連続性のある教育活動を行うことで、学力・体力の着実な向上や精神的な安定がもたらされ、着実な自己形成を促すことが期待されます。

また、異なる校種の教員や地域の人材による授業を推進することにより、子どもたちはより確かな学力を身につけることができ、教員は相互の交流や合同の研修などを通じ、お互いの指導観や指導法を理解し合うことで指導力が向上します。

具体的には、学力向上の視点では、「地域の児童・生徒の実態を踏まえ、小学校、中学校の教員が、共通の視点や理解のもとで行う学習指導」や「読書活動を共通内容とした9年間の取組」、体力向上の視点では、「フラッグフットボールをはじめとする、体力向上プログラムに基づく一貫性・継続性のある指導」、心の教育の視点では、「学習規律など、生活指導における連携の強化」や「中学生や上級生へのあこがれや相互に協力する態度を育む小中合同行事の実施」を行うなど、学校間の連携が充実します。

3. 適正規模の学校をつくる

学校は、一定規模の集団で活動することをとおして、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」などを確実に身につけさせ、自立した人間の育成を目指す教育の場です。公立学校では、集団での活動や友だちとのかかわりの中で、同じ価値を共有したり自分と違う考え方や個性に出会ったりする経験をとおして、互いが切磋琢磨し、ともに成長することができます。

学校での行事や集団活動が活発に行われ、子ども同士のふれあいや友人関係がつけられるようにするためには、一定の集団規模や学級数を確保する必要があります。このことにより、子どもたちのコミュニケーション能力を高め、学力・体力を向上させることができます。

また、すべての子どもたちが自ら考え、意欲を持って学習を行うためには、個に応じた指導の充実、多様な学習展開、クラブ活動や部活動の活性化などが求められます。これらを可能にするためには、一定規模の教員集団が必要となります。一定規模の教員数を確保することにより、教員相互の協力体制や研鑽も図れることとなります。

集団教育の良さを生かした教育を進め、中野区が目指すべき学校をつくっていくためには、学校の再編を進める必要があるものと考えます。

[参考] (中央教育審議会・小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会資料より引用)

<小規模校の特性>

【メリット】

- ・ 一人一人にきめ細かい指導が行いやすい
- ・ 児童・生徒相互の関係が深まりやすい
- ・ 教職員同士の意思疎通が図りやすい
- ・ 学校全体が一体となって活動しやすい
- ・ 保護者や地域社会との連携が図りやすい

【デメリット】

- ・ 人間関係が固定化し、コミュニケーション能力が育ちにくい
- ・ 切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい
- ・ 集団教育活動に制約が生じやすい
- ・ 多様な学習・指導形態が取りにくい
- ・ 教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いくい
- ・ 教職員の校務分掌が多くなりやすい
- ・ PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい

Ⅱ 区立小中学校再編計画改定の背景

1. 学校を取り巻く環境の変化

(1) 新学習指導要領の全面実施

子どもたちの現状を踏まえ、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力などの育成を重視した新学習指導要領が、小学校では平成 23 年度から本格実施され、中学校も 24 年度に全面実施となりました。

また、「生きる力」を育むためには、学校だけではなく、家庭や地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組むことが重要とされました。

(2) 国における 35 人学級の推進

新学習指導要領の円滑な実施や、いじめ等の教育上の諸課題に適切に対応し、子ども一人ひとりに向き合う時間の確保により、個性に応じたきめ細やかで、質の高い教育の実現を図っていくため、平成 23 年度から、小学校 1 学年の学級編制の標準が 40 人から 35 人に引き下げられました。

また、今後、公立学校における教育の状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、学級編制の標準を順次に改定することなどについて検討を行うとしており、その結果に基づいて、法制上その他の必要な措置を講ずるとしています。

(3) 地域とともにある学校づくりの推進

文部科学省が設置した学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議において、小中学校の連携・接続に留意しながら、地域の人々と目標（子ども像）を共有し、地域の人々と一体となって子どもたちをはぐくんでいく「地域とともにある学校」を目指すべきとの提言が取りまとめられました。

中野区においても昨年度「学校支援ボランティア制度」を創設しました。また、中学校区単位で、学校支援会議を開催しています。

(4) 特別支援教育への移行

平成 19 年学校教育法等が改正され、児童・生徒の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度が創設されました。また、小中学校においては特別支援学級の設置や、すべての学校における教育内容や指導方法等を充実・発展させることにより、障害のある児童・生徒の教育の一層の充実を図っていくことになりました。

(5) キッズ・プラザの設置

小学校には、平成 20 年 10 月、塔山小学校にキッズ・プラザが開設され、その後、新山小学校、白桜小学校、江古田小学校、桃花小学校、武蔵台小学校及び緑野小学校に順次開設されました。今後、新しい中野をつくる 10 か年計画（第 2 次）では、学校施設を活用し、全小学校へ導入していくこととしています。

キッズ・プラザの設置により、安全・安心で、のびのびと過ごせる放課後の遊び場・居場所が提供され、子どもたちの心身の健全な育成が図られています。

(6) 子ども教育部の創設

新生児期から成人するまでの、各々のライフステージをトータルに捉えるとともに、子どもの成長と地域の子育てを支援するネットワークが広がり、地域・家庭・学校・行政・その他関係機関の連携が強化され、必要な支援が総合的に提供できるように、子育て支援と教育委員会の機能を併せ持つ、「子ども教育部」が平成23年度に創設されました。これにより福祉施策と教育行政の学校との領域を越えた連携が強化され、新しい施策展開が広がっています。

2. 教育課題への対応

(1) 学力・体力の向上

- ・ 区独自の学力に関わる調査結果では、学年が上がるにしたがって目標値に到達する児童・生徒の割合が減少すること、小学校から中学校への学びの連続性などについて課題があることがうかがえます。
- ・ 一人ひとりに応じたきめ細やかな学習指導が必要となっています。
- ・ 元気に遊ぶための3つの間（たつぷりと遊ぶ時間・適当な空間・一緒に遊ぶ仲間）が減少してきています。
- ・ 日常生活の変化により子どもの1日の歩数が減る傾向にあり、また、学校の小規模化に伴い中学校の運動部が減少しているなど、子どもたちが体を動かす機会が少なくなってきました。

(2) 「生きる力」の育成

- ・ 学校で得た知識や学んだことが生かせ、豊かで多様な体験の機会が持てるように、地域ぐるみで子どもたちを育てていくことが必要です。
- ・ 保護者や地域住民の学校運営への参加が一層推進され、子どもたちが生き生きと学べる学校教育を実現していくことが求められています。
- ・ 確かな学力、健康な身体や体力向上、豊かな心の育成のため、子どもの多様な資質や能力を伸ばす系統的・継続的な学習、心の教育や生活指導と関連付けた生き方の指導を図っていく必要があります。

(3) コミュニケーション能力の向上

- ・ すべての学力の基本となる「読む力」や「書く力」といったコミュニケーション能力の向上を図る必要があります。
- ・ 他者との人間関係を築くため、自らの考えを表現して伝えると共に、相手の考えを理解することができる力を高めていくことが必要です。
- ・ さまざまな子どもたちが集団の中で学び、すべての子どもに、ともに生きる態度を育成するため、学校内の指導体制の整備とノーマライゼーションの社会を築いていくことが必要です。

(4) 豊かな人間性の育成

- 多くの人との交流や社会、自然などとのふれあいをはじめ、発達段階に応じたさまざまな体験活動を充実していくことが求められています。
- 児童・生徒への人権教育を充実させ、社会全体への人権啓発を展開していく必要があります。
- 社会の一員としての自覚や態度の育成など、社会全体で規範意識の醸成に取り組んでいく必要があります。

Ⅲ 区立小中学校再編計画改定の概要

1. 再編計画改定に関する考え方

(1) 基本的事項

- ① すべての学校において、小中学校の9年間を見通した教育活動を行う学校間の連携を推進するため、1つの中学校に2校～3校程度の小学校単位での進学ができるよう小学校と中学校の通学区域の整合性を可能な限り図ることとし、通学区域の見直しを行います。このことにより、基本的には1校の小学校から1校の中学校への進学となります。

また、見直しにあたっては、通学の安全への配慮を行うとともに、中学校の通学区域を主に見直しを行い、必要に応じて小学校の通学区域を見直します。

なお、通学区域の見直しにあたっては、現行の通学区域を尊重しつつ、通学距離や町会・自治会、幹線道路や鉄道の横断などを勘案し総合的に判断して調整します。

- ② 区立小中学校の望ましい規模は、集団活動に活力があふれ児童生徒相互間、教師と児童生徒間に様々なかかわり合いができることなどを考え、さらに少子化傾向を踏まえ同じ地域での統合を繰り返さないため、次のとおりとします。

小学校 通学区域や施設バランス等を考え、少なくとも12学級(学年2学級)から18学級(学年3学級)程度を目指します。

中学校 通学区域や施設バランス等を考え、少なくとも9学級(学年3学級)から15学級(学年5学級)程度を目指します。

- ③ 1学級の規模については35人学級を想定し、また、通学区域の見直しによる影響も踏まえ推計を行い、なお、小規模化が見込まれる学校について、学校再編を実施します。

- ④ 再編は、統合、通学区域の変更により行います。

- ⑤ 再編にあたっては、幹線道路や鉄道の横断などに配慮し、安全誘導員の配置等、通学の安全対策を図ります。

- ⑥ 再編にあたっては、原則として、既存の校舎を活用し、あわせて、教育環境の確保・向上を図るための大規模改修工事(建物の柱、コンクリート壁等を残したまま、設備や内外装などの大規模改修を行うこと)を行います。なお、施設規模などによっては、改築(建て替え)を行います。

- ⑦ 校舎の改修・改築にあたっては、前期の学校再編の検証を踏まえ、原則として統合新校として使用しない学校を仮校舎として統合し、統合新校の改修・改築工事終了後に新校舎に移転します。

- ⑧ 統合を行う場合は、該当校をいずれも廃止し、統合校を新しい名称の新設校として設置することを原則とします。

- ⑨ 統合新校の位置は、全体的なバランスや将来の改築を想定した学校敷地の状況等を総合的に判断して定めます。また、通学区域や通学距離などから、統合にあわせ小学校と中学校の位置の入れ替えも行います。
- ⑩ 小学校の統合新校には、キッズ・プラザを設置していきます。

(2) 計画期間

計画期間は、平成25年度から平成35年度までの11年間とし、計画終了時点には小中学校の通学区域の整合性が図られていない学校の通学区域の整合性を図る方策を明らかにするとともに、児童生徒数、学級数を勘案した計画の見直しを行います。

統合と通学区域変更の想定スケジュールは、【資料1】のとおりとなります。

なお、大規模改修を予定している統合対象校は、平成25年度に建物の調査・診断を行いますので、統合と通学区域変更の具体的な時期は、この計画と一体のものとして平成25年度に定めていきます。

(3) 再編に伴う諸課題の取り扱い

① 円滑な再編のための取り組み

統合の対象になった学校においても、実際に統合が行われるまでは数年間あります。この間も、子どもたちが引き続き充実した学校生活を送れるようにしていきます。

統合の対象になった学校では、移動教室や生活科実習、集会などを通じた交流活動を進め、統合を円滑に行う工夫をしていきます。教育委員会としても、学校と十分連携を取りながら、可能な限りの支援を行っていきます。

また、統合新校設置時においても、新校が円滑にスタートできるよう、教員の加配や統合対象校からの継続的な人員配置など、人的措置を含めた支援を行います。

② 再編にあたっての手順

学校の統合にあたっては、統合新校の名称や校舎などの施設、学校指定品などの検討を行うため、統合の組み合わせごとに学校統合委員会を設置します。

学校統合委員会は、統合を予定している時期の概ね2年半前に設置します。なお、学校改築を伴う場合は、工事を予定している時期の3年前に設置することとします。

③ 特別支援学級の確保

現に特別支援学級を設置している学校を統合する場合は、その時点での学級を確保します。特別支援学級は、原則として統合新校に引き続き設置しますが、全体的なバランスや校舎の収容能力等を勘案し、必要に応じて近隣の学校に移設します。

なお、情緒障害等通級指導学級については、今後、各学校に開設予定の特別支援教室や巡回指導の拠点校としていく方向で検討を進めています。

(4) 前期の学校再編での課題とその対応

<前期の学校再編での課題>

- ① 統合により、地域の情報が伝わりにくくなったなどの理由で、学校と地域との連携や地域における健全育成活動がしにくくなったケースがありました。
- ② 通学の安全対策について、早期に対策を示せなかったため、通学の安全などに不安を持つ保護者がいました。
- ③ 指定校変更などにより、統合までさらに小規模化してしまった学校がありました。また、統合に向け友達関係やいじめなどに不安を持つ子どもたちがありました。
- ④ 学校統合委員会では、統合に向けて限られた期間の中で、多くの意見を取りまとめていかなくてはならず、統合新校のあり方や施設などについての協議に必要な時間の確保に苦労しました。
- ⑤ 統合新校とする校舎の改修工事は、夏季休業期間等に行いましたが、夏季休業期間内に工事を完了することができない場合に、学校運営等との調整が難しいことがありました。

<課題への対応>

- ① 保護者や地域住民への情報提供の強化
特に、統合まで一定の期間がある学校については、保護者や地域住民などの不安を解消するため、適時適切な情報提供を行います。
- ② 通学の安全対策への対応
通学の安全対策について、個々の学校の実情を踏まえ、早期に対策を示すとともに、保護者や地域住民などの意見を聞いていきます。

【前期の具体的な対応】

- ・通学安全指導員の増配置
 - ・ガードパイプの増設
 - ・歩道のカラー舗装
 - ・歩行者用信号機の改善
 - ・交通安全旗の配付
 - ・地下通路設置要請
 - ・踏切改良等要請
- ③ 学校ごとの課題に対する早期の対応
児童生徒数が少なくなっても、充実した教育が受けられるよう学力向上アシスタントや少人数指導対応の教員の活用を検討します。また、統合新校の円滑なスタートに向け、学校間の交流活動への支援や人的支援、子どもたちの不安を取り除くため校内体制の強化など、個々の学校の課題について早期に対策を示していきます。

【前期の具体的な対応】

- ・学力向上アシスタント、少人数指導対応の教員の活用
- ・移動教室・学校行事などの合同実施
- ・学校訪問などの交流活動
- ・スクールカウンセラーの増配置

④ 学校統合委員会の設置時期

統合新校のあり方や施設などについて十分に協議するため、学校統合委員会の設置時期を早めます。

⑤ 校舎改修の手順

統合新校とする校舎の改修工事を、3 か年に分けて夏季休業期間等に行いましたが、夏季休業期間内に工事を完了することが難しい状況もありました。今後は可能な限り、統合新校としない学校などを仮校舎として一旦統合し、空いた校舎を2年で大規模改修した後に移転することとします。

2. 通学区域の見直し

(1) 通学区域の見直し

小中学校の連携や学校と地域・家庭との連携を推進するため、小中学校の通学区域の整合性を可能な限り図ります。

通学区域の見直しは、中学校の通学区域を主に見直しを行い、必要に応じて小学校の通学区域を見直します。

(2) 通学区域の見直しをする学校

① 小学校

谷戸小学校、上高田小学校、北原小学校、大和小学校、桃花小学校、白桜小学校

② 中学校

第二中学校、第四中学校、第五中学校、第八中学校、第十中学校、北中野中学校、緑野中学校、中野中学校

(3) 通学区域変更

通学区域変更は、概ね平成31年度に行います。なお、上高田小学校と白桜小学校の通学区域変更は、上高田小学校と新井小学校の統合にあわせて、北原小学校と大和小学校の通学区域変更は、大和小学校と若宮小学校の統合にあわせて、また、第二中学校と第十中学校の通学区域変更は、第三中学校と第十中学校の統合にあわせて行います。【資料1、4参照】

① 谷戸小学校、桃花小学校

谷戸小学校の通学区域のうち、中野二丁目、中央四丁目と桃花小学校の通学区域のうち、中央二丁目、三丁目を入れ替えます。これにより、第十中学校、中野中学校と小学校の通学区域との整合性が一定程度図れることとなります。

② 上高田小学校、白桜小学校

上高田小学校の通学区域のうち、西武新宿線以南の地域を白桜小学校の通学区域に変更します。これにより、西武新宿線の横断が解消されます。

③ 北原小学校、大和小学校

大和小学校の通学区域のうち、若宮一丁目を北原小学校の通学区域に変更します。これにより、町会の通学区域での分断が解消されることとなります。

④ 第二中学校、第十中学校

第十中学校の通学区域のうち、桃園小学校、向台小学校の通学区域を第二中学校の通学区域に変更します。これにより、第二中学校の通学区域は、桃園小学校、中野本郷小学校、向台小学校の通学区域と整合性が図れることとなります。

⑤ 第四中学校、緑野中学校、中野中学校

第四中学校の通学区域のうち、北原小学校の通学区域及び大和小学校から北原小学校に通学区域を変更する地域を緑野中学校の通学区域に変更します。

緑野中学校、中野中学校の通学区域のうち、啓明小学校の通学区域を第四中学校の通学区域に変更します。これにより、緑野中学校の通学区域は、北原小学校、緑野小学校及び平和の森小学校の通学区域の一部となります。また、第四中学校、中野中学校と小学校の通学区域との整合性が一定程度図れることとなります。

⑥ 第五中学校、中野中学校

中野中学校の通学区域のうち、新井小学校の通学区域を第五中学校の通学区域に変更します。これにより、第五中学校の通学区域は、上高田小学校、新井小学校及び白桜小学校の通学区域の一部となります。

⑦ 第八中学校、北中野中学校

北中野中学校の通学区域のうち、鷺宮小学校、西中野小学校の通学区域を第八中学校の通学区域に変更します。これにより、北中野中学校の通学区域は、武蔵台小学校、上鷺宮小学校の通学区域と整合性が図れます。また、第八中学校と小学校の通学区域との整合性が一定程度図れることとなります。

3. 区立小中学校の統合

(1) 学校の小規模化の状況

① 小学校

平成 24 年度現在で望ましい学校規模となっていない学校は、江古田小学校、上高田小学校、向台小学校、大和小学校、多田小学校、新山小学校、西中野小学校、白桜小学校です。

このうち、すべての学年で 1 学級の規模を 35 人学級とし推計しても、平成 34 年度までのすべての年度で、望ましい学校規模とならない学校は、上高田小学校、向台小学校、新山小学校です。また、大和小学校、多田小学校、西中野小学校は、平成 34 年度には望ましい学校規模が確保できると推計しますが、将来的にそれを維持することは難しいと考えられます。

なお、上高田小学校は、高齢化や少子化の影響などから平成 17 年の再編計画策定時の想定を上回り、児童数の減少が見られます。

また、江古田小学校は、推計では平成 34 年度には望ましい学校規模とならないと推計していますが、通学区域内には大規模な集合住宅の建築が可能な用地があることから、今後の動向を見極めていく必要があります。

② 中学校

平成 24 年度現在で望ましい学校規模となっていない学校は、第三中学校、第四中

学校、第八中学校、第十中学校です。

このうち、すべての学年で1学級の規模を35人学級とし推計しても、平成34年度までのすべての年度で、望ましい学校規模とならない学校は、第八中学校、第十中学校です。また、第四中学校は安定して望ましい学校規模を確保し、将来的にそれを維持することは難しいと考えられます。

なお、中後期の再編計画として、第三中学校、第五中学校、第十中学校を統合し、2校の統合新校とすることにしていましたが、小中学校の通学区域の整合性を図るための通学区域の見直しなどにより、第五中学校は一定の規模が確保できることから統合は当面行わないこととしました。

以上のような状況を踏まえ、統合の組み合わせと統合新校の位置は次のようにします。

(2) 統合の組み合わせと統合新校の位置

① 中野神明小学校、多田小学校、新山小学校の統合

3校を統合し、2校の統合新校を設置します。統合新校は、中野神明小学校、多田小学校の位置に設置します。

なお、中野神明小学校と新山小学校の統合新校は統合の時点では、新山小学校(仮校舎)の位置とし、新校舎の大規模改修工事が終了した後、新校舎へ移転します。

また、多田小学校と新山小学校の統合新校は、多田小学校の位置に設置しますが、中野神明小学校の位置に設置する統合新校が、新山小学校(仮校舎)から新校舎へ移転した後、新山小学校を仮校舎とし、統合新校の校舎の大規模改修工事を行い終了した後、新校舎へ移転します。

② 桃園小学校、向台小学校の統合

統合新校は、桃園小学校の位置に設置します。

なお、統合の時点では、向台小学校(仮校舎)の位置とし、統合新校の校舎の大規模改修工事が終了した後、新校舎へ移転します。

③ 上高田小学校、新井小学校の統合

統合新校は、新井小学校の位置に設置します。

なお、統合の時点では、上高田小学校(仮校舎)の位置とし、統合新校の校舎の改築工事が終了した後、新校舎へ移転します。

④ 大和小学校、若宮小学校の統合

統合新校は、大和小学校の位置に設置します。

なお、統合の時点では、若宮小学校(仮校舎)の位置とし、統合新校の校舎の大規模改修工事が終了した後、新校舎へ移転します。

⑤ 鷺宮小学校、西中野小学校の統合

統合新校は、第四中学校と第八中学校の統合・移転後、現在の第八中学校の位置に統合新校の校舎を改築し設置します。

⑥ 第三中学校、第十中学校の統合

統合新校は、第十中学校の位置に設置します。

なお、統合の時点では、第三中学校(仮校舎)の位置とし、統合新校の校舎の大規

模改修工事が終了した後、新校舎へ移転します。

⑦ 第四中学校、第八中学校の統合

統合新校は、大和小学校と若宮小学校の統合・移転後、現在の若宮小学校の校舎を大規模改修し、設置します。

◇ 大規模改修を予定している統合対象校は、平成 25 年度に建物の調査を行います。

◇ 建物の調査の結果、大規模改修は改築にする場合もあります。

IV 今後の再編計画の具体的内容

1. 南中野中学校の通学区域内の再編

南中野中学校の通学区域は、中野神明小学校、多田小学校、新山小学校の通学区域との整合性は図られていますが、新山小学校の小規模化を解消するため、中野神明小学校、多田小学校と統合し、2校の統合新校を設置します。

(1) 中野神明小学校、多田小学校、新山小学校の統合

中野神明小学校、多田小学校、新山小学校を統合し、2校の統合新校を設置します。

① 統合校の選定状況

新山小学校と通学区域が接しているのは、中野神明小学校、多田小学校です。3校の校地面積を比較すると新山小学校が一番狭く、校地のほとんどが借地であること、また、現行の通学区域を尊重することや新山小学校の通学区域の中央に中野通りが通っていることを考え、新山小学校の通学区域を中野通りで分割し、東側を中野神明小学校と、西側を多田小学校と統合します。

統合新校の設置場所は、東側の通学区域の範囲内には中野神明小学校しかないため、中野神明小学校としますが、統合の時点では、現在の新山小学校(仮校舎)とし、統合新校の校舎の大規模改修工事が終了した後、新校舎へ移転します。

西側については、統合新校の通学区域のほぼ中央に位置することから多田小学校の位置とし統合しますが、中野神明小学校の位置に設置する統合新校が、新山小学校(仮校舎)から新校舎へ移転した後、新山小学校を仮校舎とし、統合新校の校舎の大規模改修工事を行い終了した後、新校舎へ移転します。

【校舎等の状況】

- ・ 中野神明小…校地面積； 9,137 m²(うち借地； 1,740.61 m²)主要部分 50年経過時期；平成 34年
- ・ 多田小…校地面積； 11,675 m² 主要部分 50年経過時期；平成 38年
- ・ 新山小…校地面積； 8,374 m²(うち借地； 7,609.60 m²)主要部分 50年経過時期；平成 37年

② 通学区域

この統合による通学区域は、東側の新設校が中野神明小学校及び新山小学校の通学区域のうち中野通りより東側の部分となります。西側の新設校は、多田小学校及び新山小学校の通学区域のうち中野通りより西側の部分となります。

東側の新設校は、南は渋谷区に接し、南台一・二丁目、弥生町二～五丁目となります。

西側の新設校は、西は杉並区、南は渋谷区に接し、南台三～五丁目、弥生町五・六丁目となります。

③ 特別支援学級

中野神明小学校に 25 年度に設置予定の特別支援学級(知的)については、中野神明小学校の位置に設置する統合新校に設置します。

④ 統合新校の規模

中野神明小学校と新山小学校(中野通り以東)とをあわせて、統合時には488人17学級と推計しています。

また、多田小学校と新山小学校(中野通り以西)とをあわせて、統合時には389人13学級と推計しています。

⑤ 通学距離

中野神明小学校の位置に設置する統合新校については、最も長い距離で、直線で約0.7kmです。多田小学校の位置に設置する統合新校については、最も長い距離で、直線で約0.9kmです。

【図3】中野神明小、多田小、新山小周辺の通学区域



2. 第二中学校の通学区域内の再編

第二中学校の通学区域は、中野本郷小学校の通学区域と桃園小学校、向台小学校のそれぞれの通学区域の一部となっており、桃園小学校、向台小学校の通学区域は、第二中学校と第十中学校の通学区域に分断されています。これを解消するため、第二中学校の通学区域を変更します。また、向台小学校の小規模化を解消するため、桃園小学校と統合します。

(1) 第二中学校の通学区域変更

第十中学校の通学区域のうち、桃園小学校、向台小学校の通学区域を第二中学校の通学区域に変更します。これにより、第二中学校の通学区域は、桃園小学校、中野本郷小学校、向台小学校の通学区域となります。

① 学校の規模

第二中学校は、通学区域の変更時には 383 人 12 学級と推計しています。

② 通学距離

第二中学校は、最も長い距離で、直線で約 1.4 km です。

【図 4】 第二中周辺の通学区域



※ 通学区域変更は、第三中学校と第十中学校の統合にあわせて行います。

(2) 桃園小学校、向台小学校の統合

桃園小学校と向台小学校を統合し、統合新校を設置します。

① 統合校の選定状況

向台小学校と通学区域が接しているのは、桃園小学校、中野本郷小学校、中野神明小学校です。このうち、中野神明小学校は、多田小学校、新山小学校との統合が予定されているため、また、中野本郷小学校は接している部分が少ないことから、桃園小学校と向台小学校を統合します。

統合新校の設置場所は、向台小学校と比較して校地が広いことから、桃園小学校の位置としますが、統合の時点では、現在の向台小学校(仮校舎)とし、統合新校の校舎の大規模改修工事が終了した後、新校舎へ移転します。

【校舎等の状況】

- ・桃園小…校地面積；10,026 m² 主要部分 50 年経過時期；平成 34 年
- ・向台小…校地面積；6,629 m² 主要部分 50 年経過時期；平成 35 年

② 通学区域

新設校の通学区域は、南は渋谷区、東は新宿区に接し、本町一～三丁目、弥生町一・二丁目と中央二丁目となります。

③ 特別支援学級

現在、桃園小学校に設置している特別支援学級(知的)については、桃園小学校の位置に設置する統合新校に設置します。

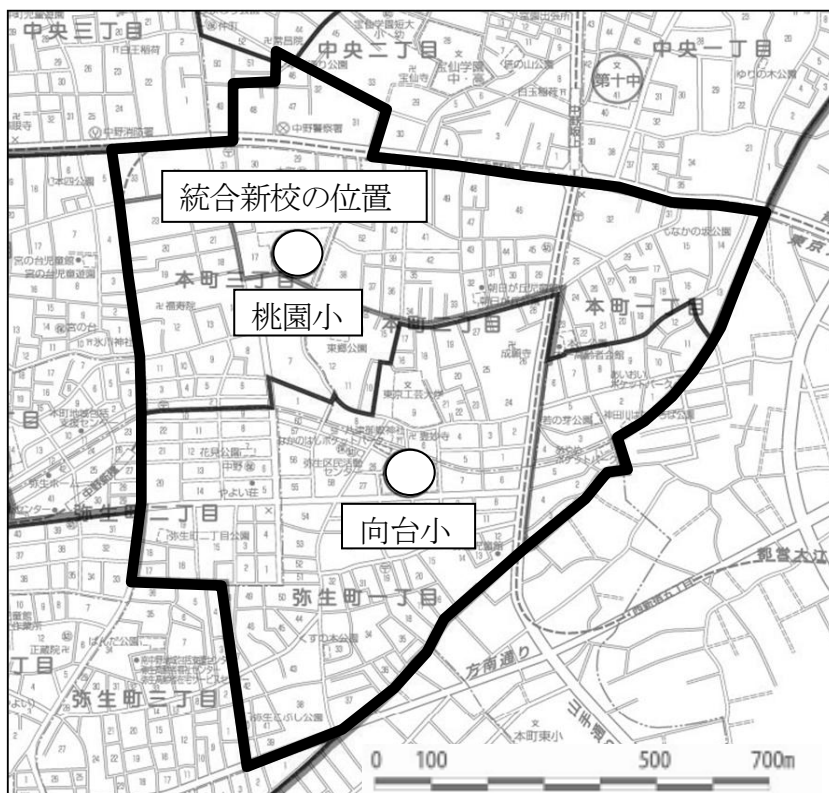
④ 統合新校の規模

桃園小学校と向台小学校とをあわせて、統合時には 600 人 18 学級と推計しています。

⑤ 通学距離

桃園小学校の位置に設置する統合新校については、最も長い距離で、直線で約 1 km です。

【図 5】 桃園小、向台小周辺の通学区域



3. 第三中学校、第十中学校の通学区域内の再編

第十中学校の通学区域は、桃園小学校、塔山小学校、谷戸小学校、向台小学校、桃花小学校のそれぞれの通学区域の一部となっており、桃園小学校、向台小学校の通学区域は、第二中学校と第十中学校の通学区域に分断されています。これを解消するため、第十中学校の通学区域を変更します。また、第十中学校の小規模化を解消するため、第三中学校と統合し、さらに、谷戸小学校と桃花小学校の通学区域変更を行い、小中学校の通学区域の整合性を図ります。

(1) 第三中学校、第十中学校の統合

第三中学校と第十中学校を統合し、統合新校を設置します。

① 統合校の選定状況

第十中学校と通学区域が接しているのは、第二中学校、第三中学校、中野中学校です。このうち、第二中学校は、小中学校の通学区域の整合性を図るため、また、中野中学校は統合新校のため除外しました。このことから、第三中学校と第十中学校を統合します。

統合新校の設置場所は、第三中学校と比較して校地が広く、将来的に全面改築を行うことで、広い校庭の確保ができると考えられることから、第十中学校の位置としますが、統合の時点では、現在の第三中学校(仮校舎)とし、統合新校の校舎の大規模改修工事が終了した後、新校舎へ移転します。

【校舎等の状況】

- ・三 中…校地面積； 9,006 m² 主要部分 50 年経過時期；平成 22 年
- ・十 中…校地面積；10,052 m² 主要部分 50 年経過時期；平成 36 年

② 通学区域

新設校の通学区域は、東は新宿区に接し、中央一～三丁目、中野一・六丁目、東中野一～五丁目、上高田一丁目となります。

③ 統合新校の規模

第三中学校と第十中学校とをあわせて、統合時には 381 人 12 学級と推計しています。

④ 通学距離

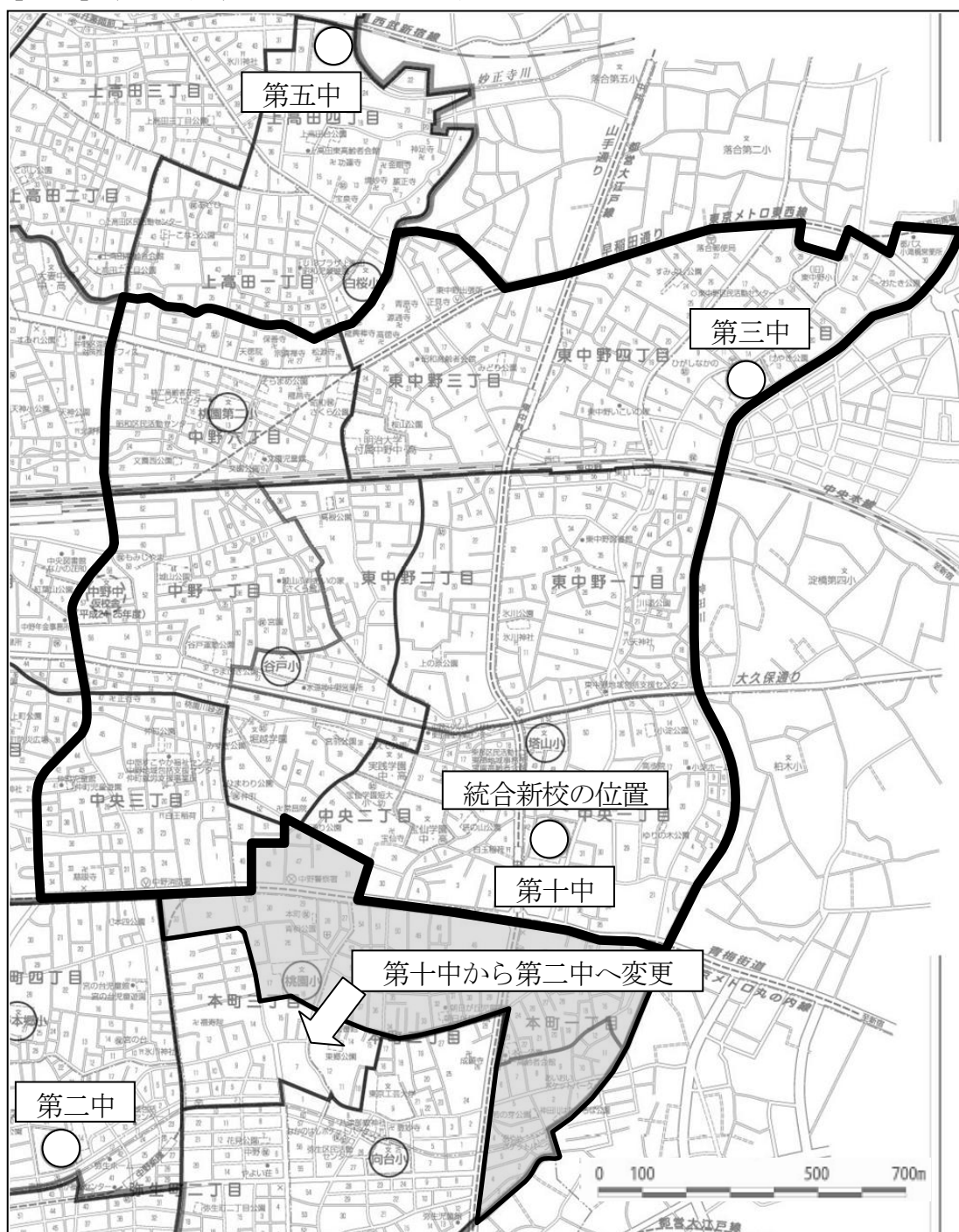
第十中学校の位置に設置する統合新校については、最も長い距離で、直線で約 1.7 km です。

(2) 第十中学校の通学区域変更

第十中学校の通学区域のうち、桃園小学校、向台小学校の通学区域を第三中学校と第十中学校の統合にあわせ、第二中学校の通学区域に変更します。

「2. 第二中学校の通学区域内の再編」を参照

【図6】第三中、第十中周辺の通学区域



※ 通学区域変更は、第三中学校と第十中学校の統合にあわせて行います。

(3) 谷戸小学校、桃花小学校の通学区域変更

谷戸小学校の通学区域のうち、中野二丁目、中央四丁目と桃花小学校の通学区域のうち、中央二・三丁目を入れ替えます。これにより、第三中学校・第十中学校の統合新校の通学区域は、塔山小学校、谷戸小学校及び桃園第二小学校、白桜小学校のそれぞれの通学区域の一部となります。

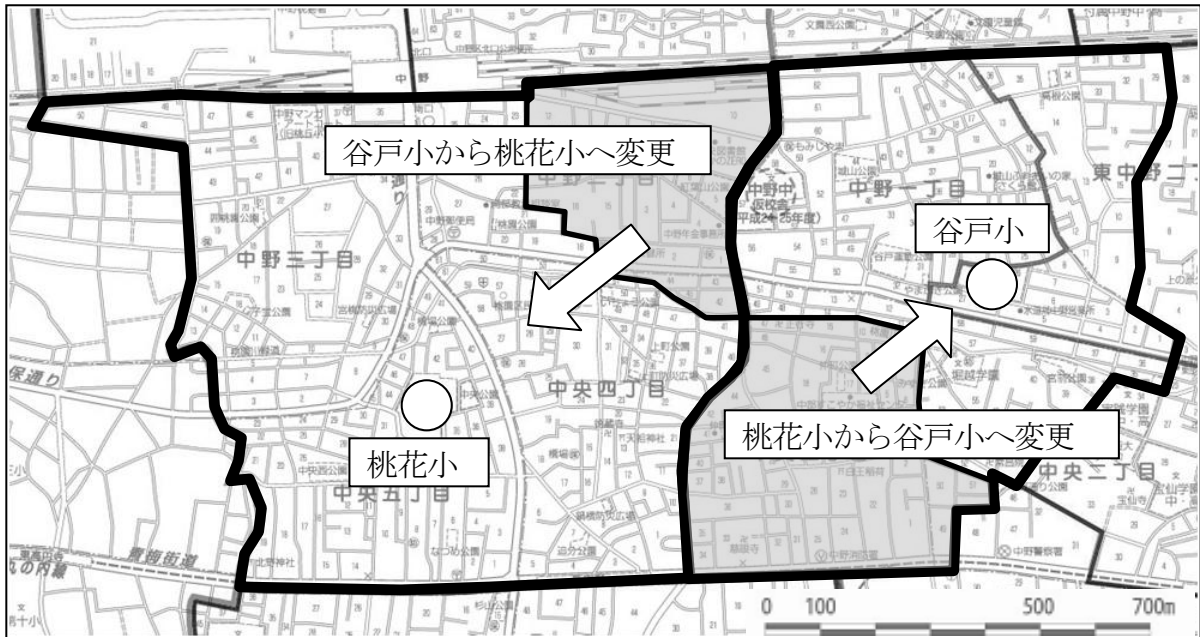
① 学校の規模

谷戸小学校は、通学区域の変更時には 371 人 13 学級と推計しています。また、桃花小学校は、通学区域の変更時には 454 人 17 学級と推計しています。

② 通学距離

谷戸小学校は、最も長い距離で、直線約 0.8 km です。また、桃花小学校は、最も長い距離で、直線約 0.9 km です。

【図 7】 谷戸小、桃花小周辺の通学区域



※ 通学区域変更は、概ね平成 31 年度に行います。

4. 第五中学校の通学区域内の再編

第五中学校の通学区域は、上高田小学校及び新井小学校、白桜小学校のそれぞれの通学区域の一部となっており、新井小学校の通学区域は、第五中学校と中野中学校の通学区域に分断されています。これを解消するため、第五中学校の通学区域を変更します。また、上高田小学校の小規模化を解消するため、新井小学校と統合します。なお、上高田小学校の通学区域のうち、西武新宿線以南の地域については、通学距離などを考慮し、白桜小学校に通学区域を変更します。

第五中学校については、再編計画で第三中学校、第十中学校との再編の組み合わせを示していましたが、第十中学校から第二中学校への通学区域変更により、第三中学校と第十中学校の統合新校が過大な規模にならないこと、第五中学校が中野中学校からの通学区域変更により一定の規模を確保できることから、統合は当面行わないこととしました。

(1) 第五中学校の通学区域変更

中野中学校の通学区域のうち、新井小学校の通学区域を第五中学校の通学区域に変更します。これにより、第五中学校の通学区域は、上高田小学校、新井小学校及び白桜小学校の一部となります。

① 学校の規模

第五中学校は、通学区域の変更時には280人9学級と推計しています。

② 通学距離

第五中学校は、最も長い距離で、直線約1.4kmです。

【図8】第五中周辺の通学区域



※ 通学区域変更は、概ね平成31年度に行います。

(2) 上高田小学校、新井小学校の統合

上高田小学校と新井小学校を統合し、統合新校を設置します。

① 統合校の選定状況

上高田小学校と通学区域が接しているのは、桃園第二小学校、新井小学校、江原小学校、白桜小学校です。このうち、桃園第二小学校と江原小学校は小中学校の通学区域の整合性を図ることや接している部分が少ないため、白桜小学校は統合新校のため、除外しました。このことから、上高田小学校と新井小学校を統合します。

統合新校の設置場所は、一定の高層化を図りつつ全面改築を行うことで、広い校庭の確保ができると考えられることから、新井小学校の位置としますが、統合の時点では、現在の上高田小学校(仮校舎)とし、統合新校の校舎の改築工事が終了した後、新校舎へ移転します。

【校舎等の状況】

- ・上高田小…校地面積； 7,756 m² (うち借地； 214.87 m²) 主要部分 50 年経過時期；平成 36 年
- ・新井小…校地面積； 9,285 m² 主要部分 50 年経過時期；平成 36 年

② 通学区域

新設校の通学区域は、東は新宿区に接し、上高田五丁目、松が丘一・二丁目、新井一・三～五丁目と沼袋一丁目となります。

③ 特別支援学級

現在、新井小学校に設置している特別支援学級(知的)については、新井小学校の位置に設置する統合新校に設置します。

また、上高田小学校に設置している特別支援学級(情緒)については、校舎の収容能力の関係から、この統合新校ではなく、平和の森小学校に移転します。

④ 統合新校の規模

上高田小学校と新井小学校とをあわせて、統合時には 540 人 18 学級と推計しています。

⑤ 通学距離

新井小学校の位置に設置する統合新校については、最も長い距離で、直線で約 1 km です。

(3) 上高田小学校、白桜小学校の通学区域変更

上高田小学校の通学区域のうち、西武新宿線以南の地域については、通学距離などを考慮し、白桜小学校の通学区域に変更します。

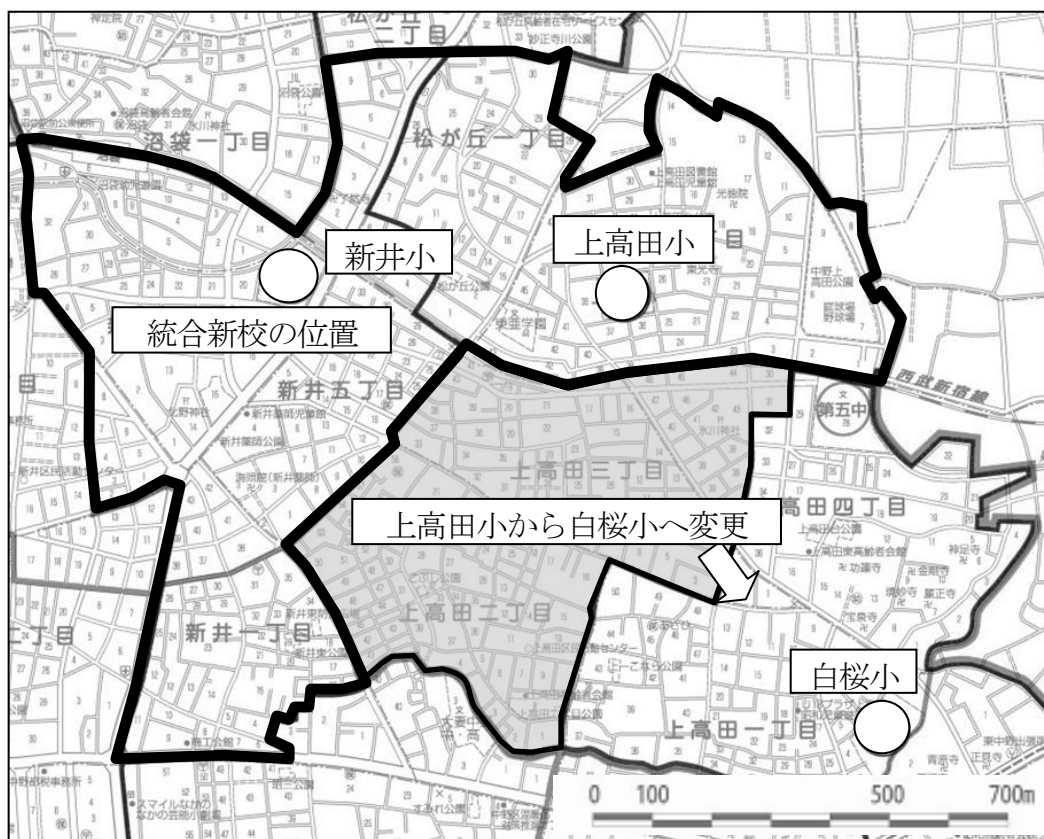
① 学校の規模

白桜小学校は、通学区域の変更時には 427 人 17 学級と推計しています。

② 通学距離

白桜小学校は、最も長い距離で、直線約 1.4 km です。

【図9】 上高田小、新井小周辺の通学区域



※ 通学区域変更は、上高田小学校と新井小学校の統合にあわせて行います。

5. 第四中学校、第八中学校の通学区域内の再編

第四中学校の通学区域は、大和小学校、啓明小学校、北原小学校、若宮小学校のそれぞれの通学区域の一部となっており、北原小学校、啓明小学校の通学区域は、第四中学校、緑野中学校、中野中学校の通学区域に分断されています。また、第八中学校の通学区域は、鷺宮小学校、若宮小学校、西中野小学校のそれぞれの通学区域の一部となっており、鷺宮小学校、西中野小学校の通学区域は、第八中学校、北中野中学校の通学区域に分断されています。これらを解消するため、第四中学校と第八中学校の通学区域を変更します。また、第四中学校、大和小学校、西中野小学校の小規模化を解消するため、第四中学校と第八中学校、大和小学校と若宮小学校、鷺宮小学校と西中野小学校を統合します。

(1) 第四中学校の通学区域変更

緑野中学校及び中野中学校の通学区域のうち、啓明小学校の通学区域を第四中学校の通学区域に変更します。また、第四中学校の通学区域のうち、北原小学校の通学区域と大和小学校から北原小学校に通学区域変更となる区域を緑野中学校に変更します。これにより、第四中学校の通学区域は、啓明小学校、大和小学校及び若宮小学校の通学区域の一部となります。

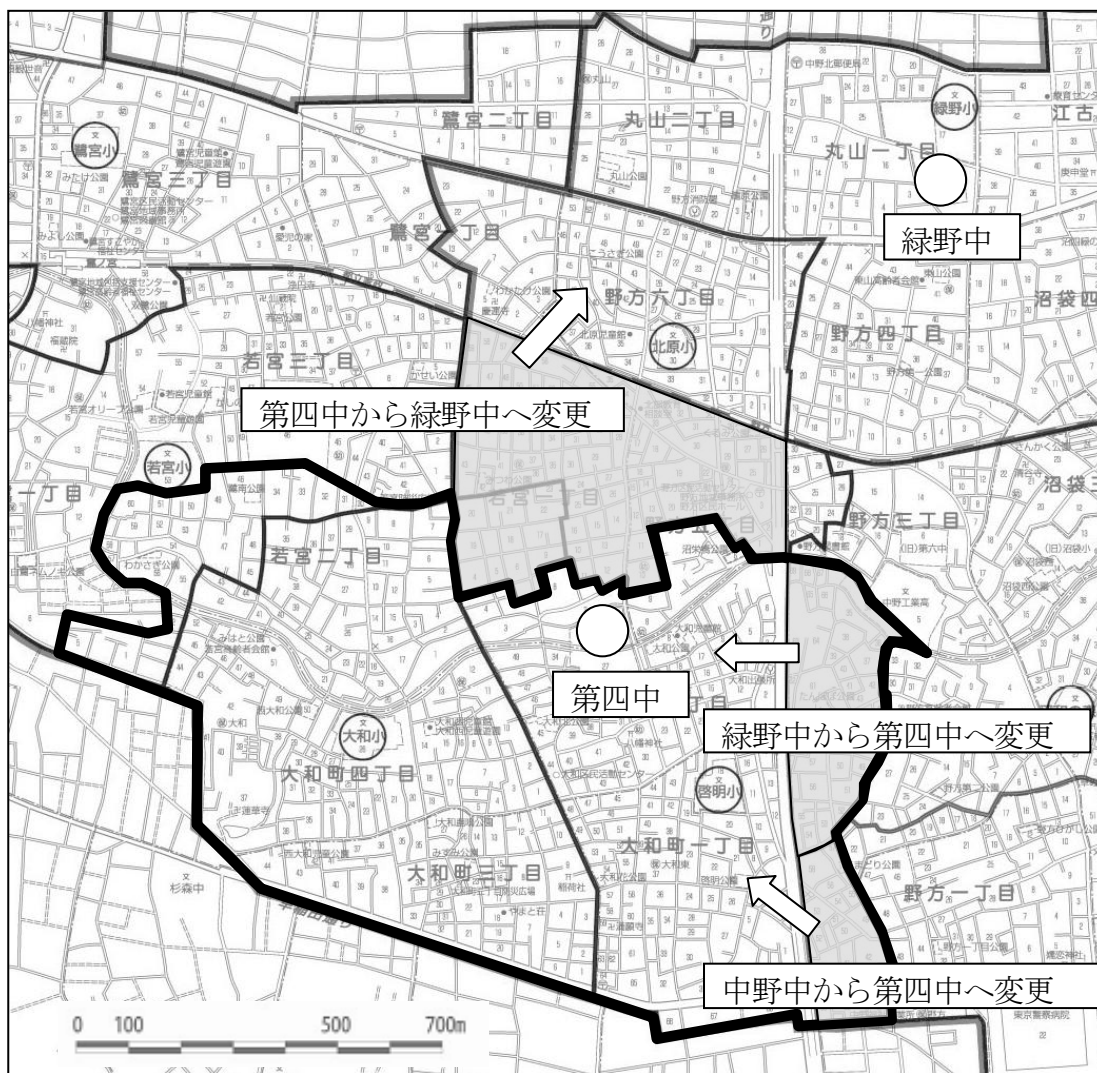
① 学校の規模

第四中学校は、通学区域の変更時には174人6学級と推計しています。

② 通学距離

第四中学校は、最も長い距離で、直線約1.1kmです。

【図10】 第四中周辺の通学区域



※ 通学区域変更は、概ね平成 31 年度に行います。

(2) 第八中学校の通学区域変更

北中野中学校の通学区域のうち、鷺宮小学校及び西中野小学校の通学区域を第八中学校の通学区域に変更します。これにより、第八中学校の通学区域は、鷺宮小学校、西中野小学校及び若宮小学校の通学区域の一部となります。

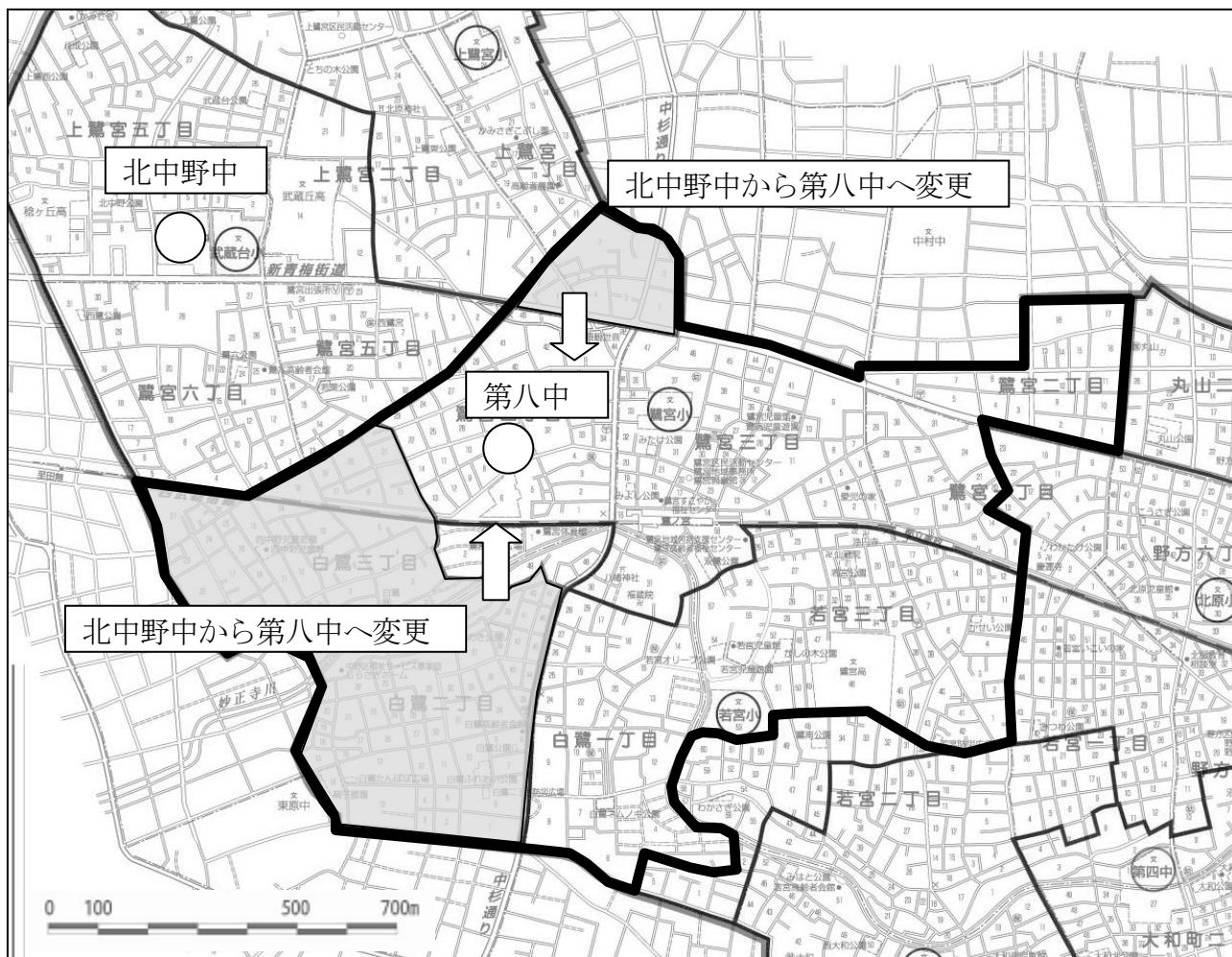
① 学校の規模

第八中学校は、通学区域の変更時には 301 人 11 学級と推計しています。

② 通学距離

第八中学校は、最も長い距離で、直線約 1.3 km です。

【図 1 1】 第八中周辺の通学区域



※ 通学区域変更は、概ね平成 31 年度に行います。

(3) 第四中学校、第八中学校の統合

第四中学校と第八中学校を統合し、統合新校を設置します。

① 統合校の選定状況

第四中学校と通学区域が接しているのは、第八中学校、緑野中学校、中野中学校です。このうち、緑野中学校、中野中学校は統合新校のため、除外しました。このことから、第四中学校と第八中学校を統合します。

統合新校の設置場所は、若宮小学校と大和小学校が統合した後、統合新校の通学区域のほぼ中央にある若宮小学校を大規模改修し改修工事が終了した後、新校舎へ移転・統合します。

【校舎等の状況】

- ・ 四 中…校地面積；13,425 m² 主要部分 50 年経過時期；平成 37 年
- ・ 八 中…校地面積；12,263 m² 主要部分 50 年経過時期；平成 28 年
- ・ 若 宮 小…校地面積；13,283 m² 主要部分 50 年経過時期；平成 35 年

② 通学区域

新設校の通学区域は、北は練馬区、南は杉並区に接し、野方一・二・五丁目、大和町一～四丁目、若宮一～三丁目、鷺宮一～四丁目、白鷺一～三丁目、上鷺宮一・二丁目となります。

③ 特別支援学級

現在第四中学校に設置している特別支援学級(知的)は、若宮小学校の位置に設置する統合新校に設置します。

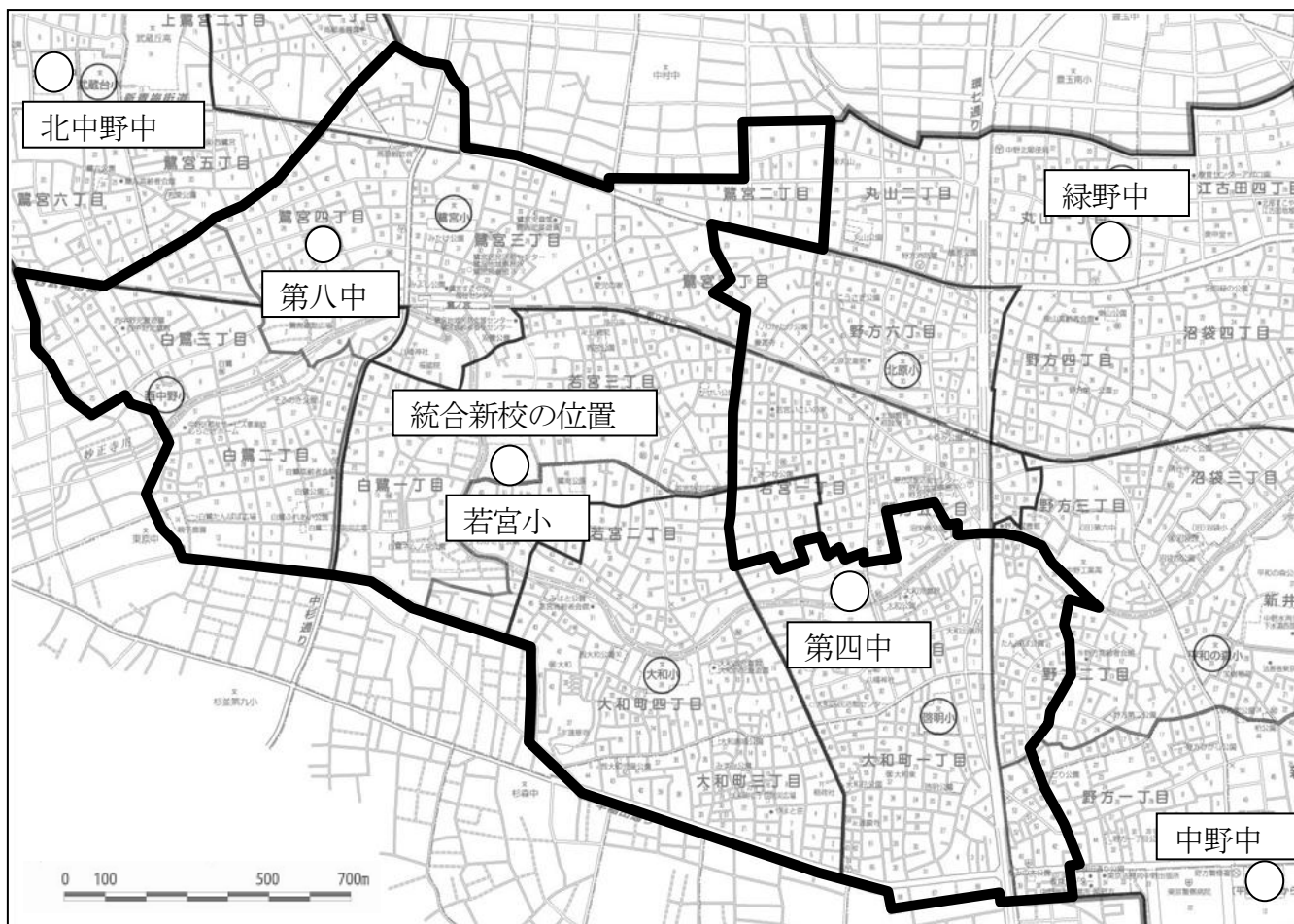
④ 統合新校の規模

第四中学校と第八中学校とをあわせて、統合時には525人16学級と推計しています。

⑤ 通学距離

若宮小学校の位置に設置する統合新校については、最も長い距離で、直線で約1.8kmです。

【図12】 第四中、第八中周辺の通学区域



(4) 大和小学校、若宮小学校の統合

大和小学校と若宮小学校を統合し、統合新校を設置します。

① 統合校の選定状況

大和小学校に接しているのは、啓明小学校、北原小学校、若宮小学校です。このうち、北原小学校は接している部分が少ないため、除外しました。また、啓明小学校は、通学区域に環状7号線を横断しなければならない地域があり、統合により通学距離が長くなることから除外しました。このことから、大和小学校と若宮小学校を統合します。

統合新校の設置場所は、この地域では、第四中学校と第八中学校が小規模化しており、統合を予定していることから、地域における学校の配置を総合的に検討し、大和小学校の位置にしますが、統合の時点では、若宮小学校(仮校舎)の位置とし、統合新校の校舎の大規模改修工事が終了した後、新校舎へ移転します。

【校舎等の状況】

- ・大和小…校地面積；10,277 m² 主要部分50年経過時期；平成37年
- ・若宮小…校地面積；13,283 m² 主要部分50年経過時期；平成35年

② 通学区域

新設校の通学区域は、南は杉並区に接し、若宮二・三丁目、大和町三・四丁目、白鷺一丁目、鷺宮一丁目となります。

③ 特別支援学級

現在、大和小学校に設置している特別支援学級(知的)については、大和小学校の位置に設置する統合新校に設置します。

現在、若宮小学校に設置している特別支援学級(情緒)については、校舎の収容能力の関係から、この統合新校ではなく、鷺宮小学校に移転します。

④ 統合新校の規模

大和小学校と若宮小学校とをあわせて、統合時には579人18学級と推計しています。

⑤ 通学距離

大和小学校の位置に設置する統合新校については、最も長い距離で、直線で約1.1kmです。

(5) 北原小学校、大和小学校の通学区域変更

大和小学校の通学区域のうち、若宮一丁目を北原小学校の通学区域に変更します。これにより、町会の通学区域での分断が解消されます。

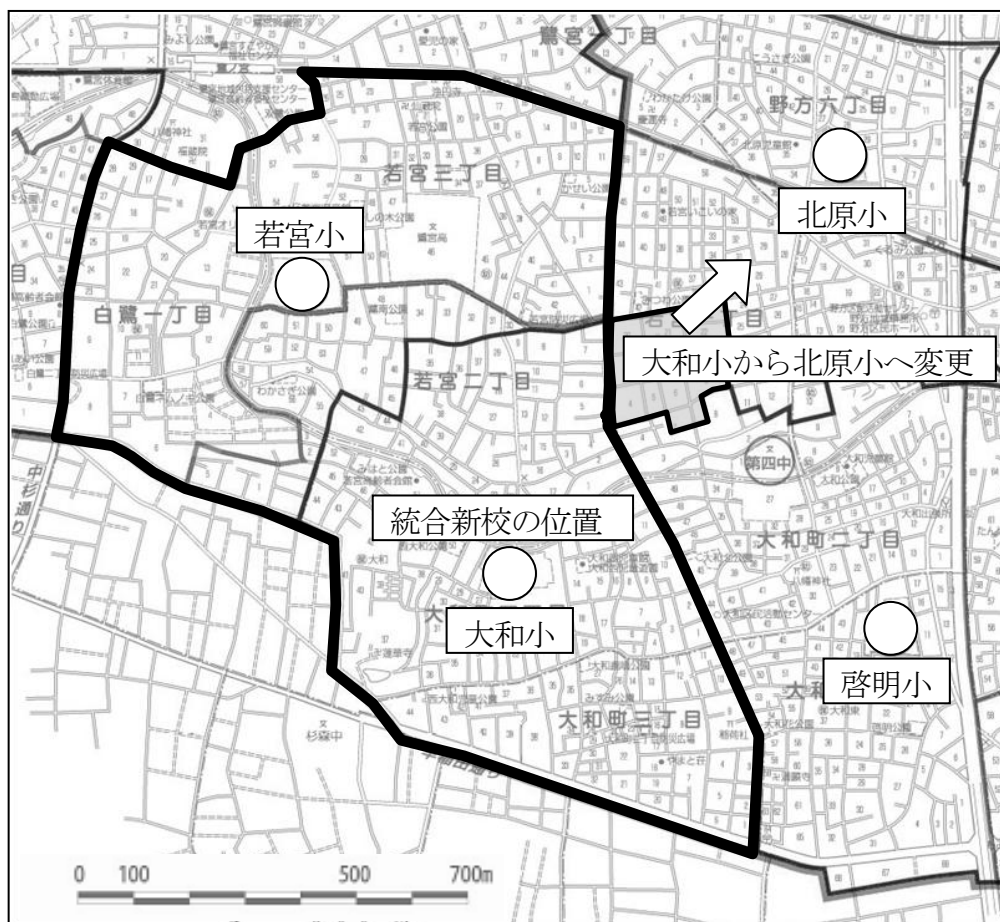
① 学校の規模

北原小学校は、通学区域の変更時には314人12学級と推計しています。

② 通学距離

北原小学校は、最も長い距離で、直線約0.6kmです。

【図13】大和小、若宮小周辺の通学区域



※ 通学区域変更は、大和小学校と若宮小学校の統合にあわせて行います。

(6) 鷺宮小学校、西中野小学校の統合

鷺宮小学校と西中野小学校を統合し、統合新校を設置します。

① 統合校の選定状況

西中野小学校と通学区域が接しているのは、鷺宮小学校、若宮小学校、武蔵台小学校です。このうち、武蔵台小学校は、接している部分が少ないため、また、若宮小学校は大和小学校との統合が予定されているため、除外しました。このことや西中野小学校が鷺宮小学校から分離した経過を踏まえ、鷺宮小学校と西中野小学校を統合します。

統合新校の設置場所は、第四中学校と第八中学校が統合した後、統合新校の通学区域のほぼ中央に位置し、鷺宮小学校や西中野小学校より校地が広い第八中学校の位置に校舎を改築し改築工事が終了した後、新校舎へ移転・統合します。

統合新校の設置場所は、新たに中杉通りや西武新宿線を横断する通学区域となりますが、通学距離が最も長い距離で約 1.3 km に収まることや校地の広さから、やむを得ないものと考えます。

【校舎等の状況】

- ・鷺宮小…校地面積；9,027 m²(うち借地；5,660.75 m²)主要部分 50 年経過時期；

平成 23 年

- ・西中野小…校地面積；10,428 m² 主要部分 50 年経過時期；平成 24 年
- ・八 中…校地面積；12,263 m² 主要部分 50 年経過時期；平成 28 年

② 通学区域

新設校の通学区域は、鷺宮一～四丁目、白鷺一～三丁目、若宮三丁目、上鷺宮一・二丁目となります。

③ 特別支援学級

現在、西中野小学校に設置している特別支援学級(知的)については、第八中学校の位置に設置する統合新校に設置します。

また、統合時点で鷺宮小学校に設置されている特別支援学級(情緒)についても、第八中学校の位置に設置する統合新校に設置します。

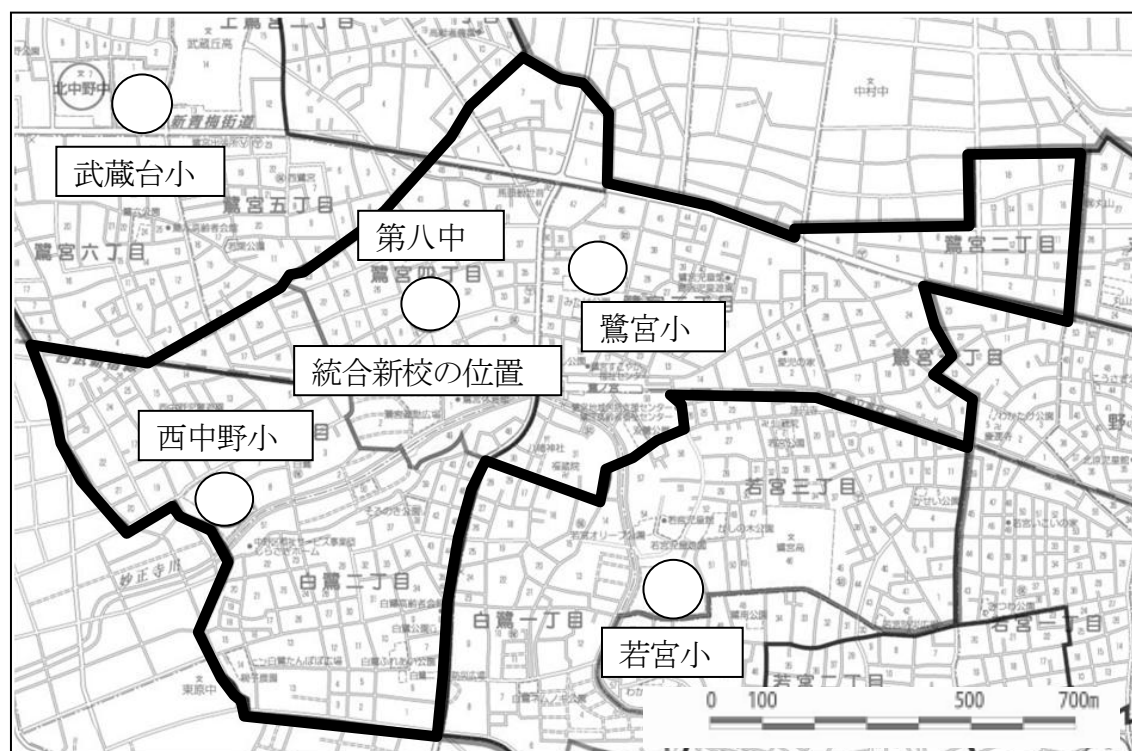
④ 統合新校の規模

鷺宮小学校と西中野小学校とをあわせて、統合時には 537 人 18 学級と推計しています。

⑤ 通学距離

第八中学校の位置に設置する統合新校については、最も長い距離で、直線で約 1.3 km です。

【図 1 4】鷺宮小、西中野小周辺の通学区域



6. 第七中学校の通学区域内の再編

第七中学校の通学区域は、江古田小学校、江原小学校の通学区域との整合性が図られており、今後も一定規模の学校として維持できることから、現時点では統合、通学区域変更は行いません。

7. 北中野中学校の通学区域内の再編

北中野中学校の通学区域は、武蔵台小学校、上鷺宮小学校及び鷺宮小学校、西中野小学校のそれぞれの通学区域の一部となっており、鷺宮小学校、西中野小学校の通学区域は、第八中学校、北中野中学校の通学区域に分断されています。これを解消するため、北中野中学校の通学区域を変更します。

(1) 北中野中学校の通学区域変更

北中野中学校の通学区域のうち、鷺宮小学校及び西中野小学校の通学区域を第八中学校の通学区域に変更します。これにより、北中野中学校の通学区域は、武蔵台小学校、上鷺宮小学校の通学区域となります。

① 学校の規模

北中野中学校は、通学区域の変更時には304人10学級と推計しています。

② 通学距離

北中野中学校は、最も長い距離で、直線約0.9 kmです。

【図15】北中野中周辺の通学区域



※ 通学区域変更は、概ね平成31年度に行います。

8. 緑野中学校の通学区域内の再編

緑野中学校の通学区域は、緑野小学校及び啓明小学校、北原小学校、平和の森小学校のそれぞれの通学区域の一部となっており、啓明小学校、北原小学校の通学区域は、第四中学校と緑野中学校の通学区域に分断されています。これを解消するため、緑野中学校の通学区域を変更します。

(1) 緑野中学校の通学区域変更

第四中学校の通学区域のうち、北原小学校の通学区域を緑野中学校の通学区域に変更します。また、緑野中学校の通学区域のうち、啓明小学校の通学区域を第四中学校の通学区域に変更します。これにより、緑野中学校の通学区域は、北原小学校、緑野小学校及び平和の森小学校の通学区域の一部となります。

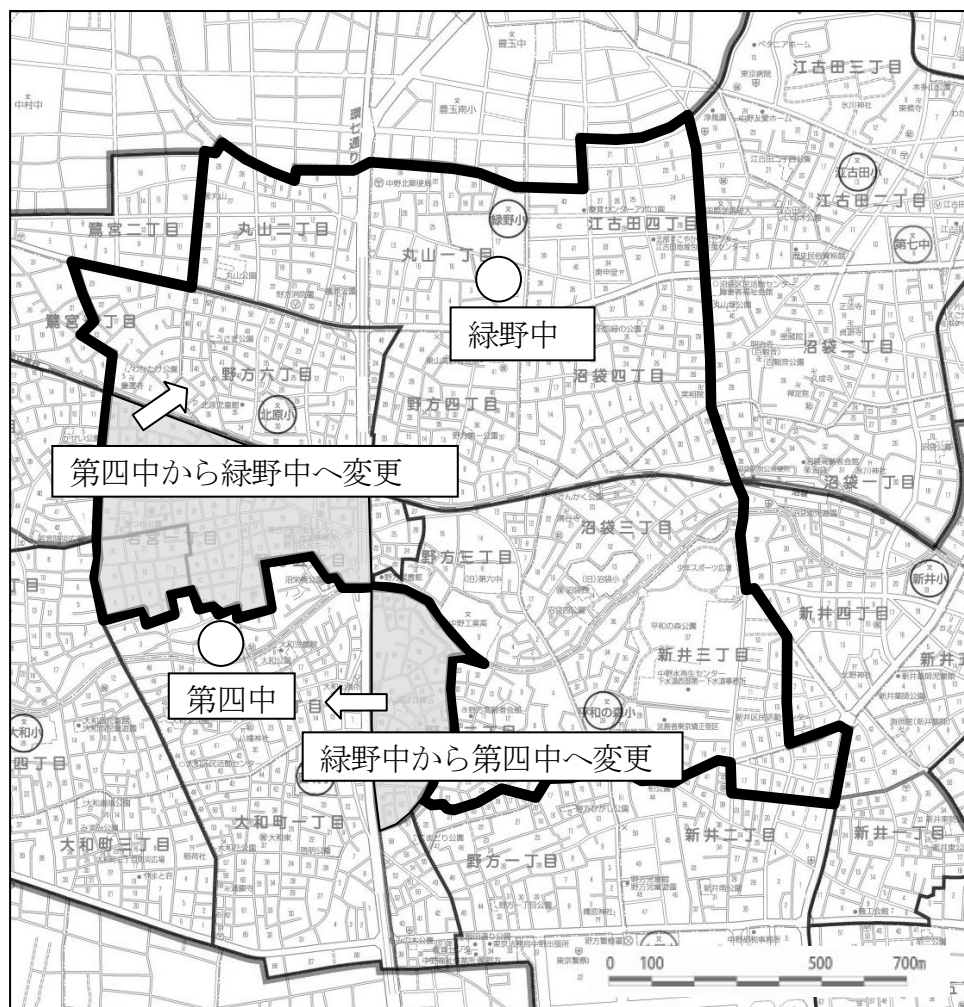
① 学校の規模

緑野中学校は、通学区域の変更時には 335 人 12 学級と推計しています。

② 通学距離

緑野中学校は、最も長い距離で、直線約 1.5 km です。

【図16】 緑野中周辺の通学区域



※ 通学区域変更は、概ね平成 31 年度に行います。

9. 中野中学校の通学区域内の再編

中野中学校の通学区域は、桃園第二小学校、谷戸小学校、啓明小学校、新井小学校、桃花小学校、平和の森小学校のそれぞれの通学区域の一部となっており、啓明小学校の通学区域は、第四中学校と中野中学校の通学区域に分断されています。また、新井小学校の通学区域は、第五中学校と中野中学校の通学区域に分断されています。これを解消するため、中野中学校の通学区域を変更します。

(1) 中野中学校の通学区域変更

中野中学校の通学区域のうち、啓明小学校の通学区域を第四中学校の通学区域に変更します。また、中野中学校の通学区域のうち、新井小学校の通学区域を第五中学校の通学区域に変更します。さらに、谷戸小学校、桃花小学校の通学区域変更をすることで、中野中学校の通学区域は、桃花小学校及び桃園第二小学校、平和の森小学校のそれぞれ通学区域の一部となります。

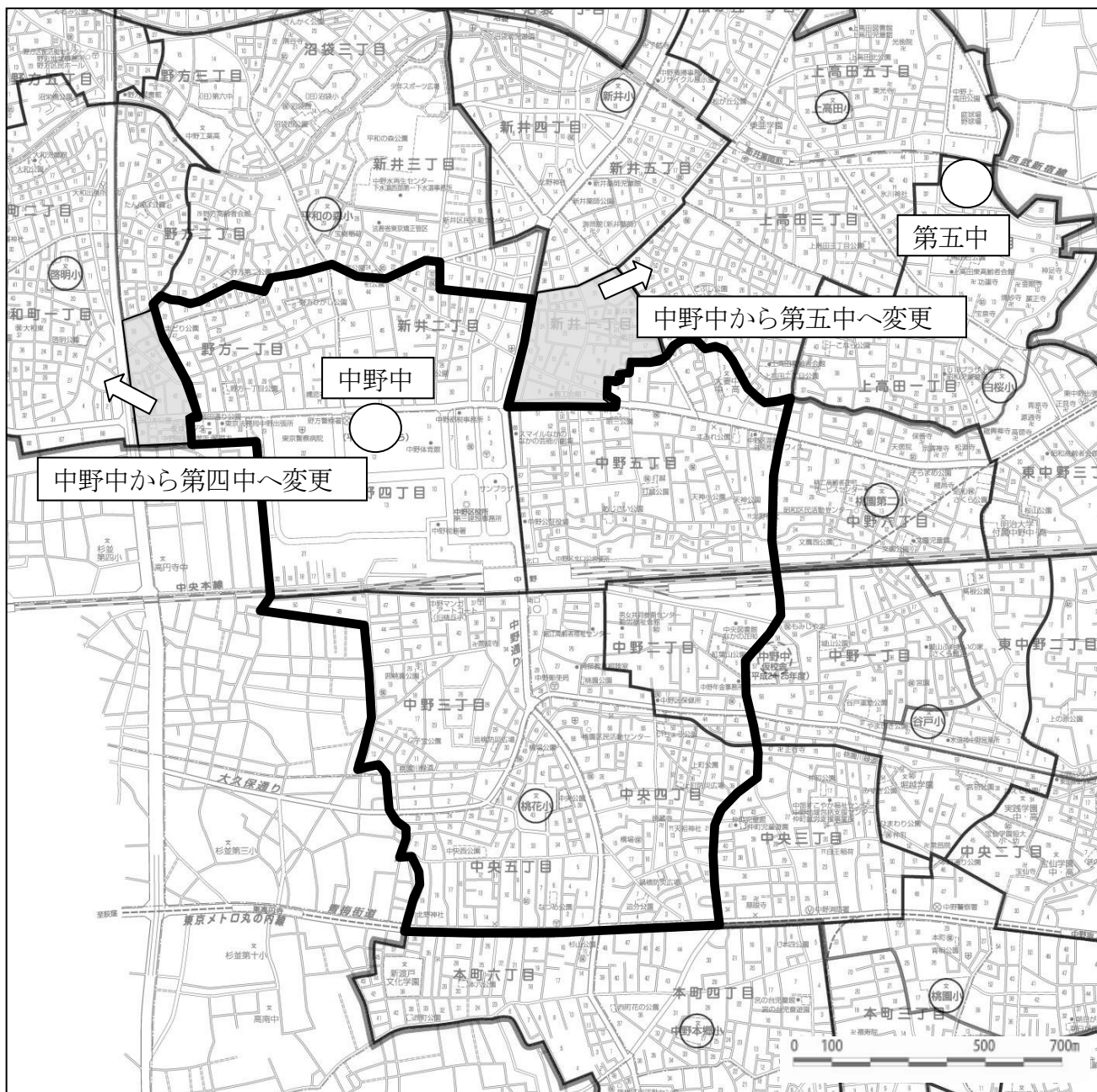
① 学校の規模

中野中学校は、通学区域の変更時には 322 人 11 学級と推計しています。

② 通学距離

中野中学校は、最も長い距離で、直線約 1.5 km です。

【図17】中野中周辺の通学区域



※ 通学区域変更は、概ね平成31年度に行います。

(2) 谷戸小学校、桃花小学校の通学区域変更

「3. 第三中学校、第十中学校の通学区域内の再編」を参照

10. 学校再編に伴う特別支援学級の取り扱いと今後の方向

(1) 特別支援学級の今後の方向

教育委員会では、平成24年1月に「中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針」をまとめました。この方針に基づき、通常の学級における学習では十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために、障害の状態や状況に応じた適切な指導を行える特別支援学級を充実させていきます。

また、方針では発達に課題のある児童・生徒の増加に対応するため、各小中学校で特別支援教室を確保して専門的な指導を行う巡回指導を実施する方向を示しています。情緒障害等通級指導学級については、特別支援教室や巡回指導の拠点校としていく方向で検討を進めています。

(2) 学校再編に伴う特別支援学級の取り扱い

桃園小学校、新井小学校、大和小学校、西中野小学校、第四中学校に設置されている知的障害特別支援学級（固定学級）については、統合新校に引き続き設置します。

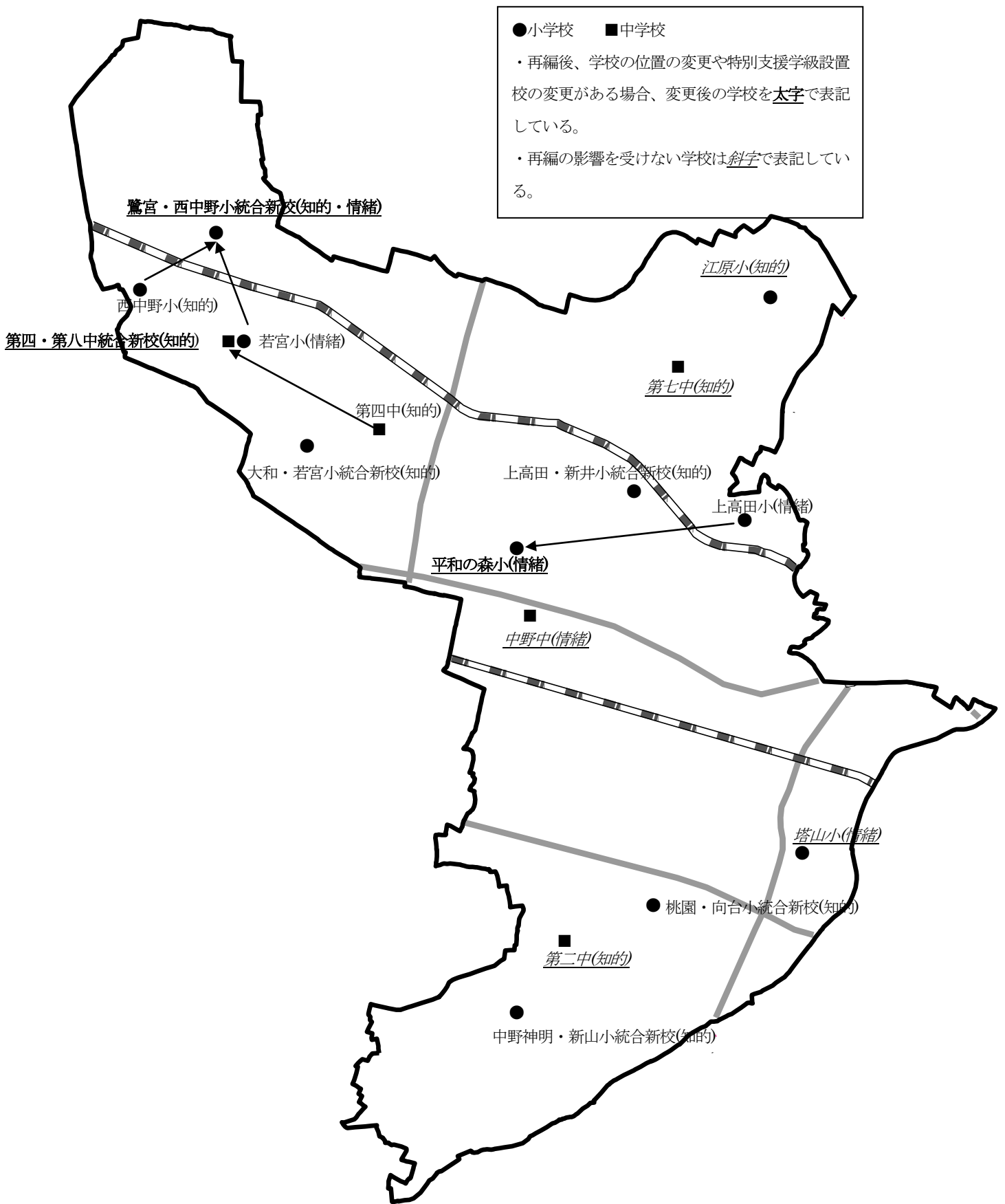
中野神明小学校に平成25年度設置予定の知的障害特別支援学級（固定学級）についても、統合新校に引き続き設置します。

また、上高田小学校に設置されている情緒障害等特別支援学級（通級指導学級）は、平和の森小学校に移転します。若宮小学校に設置されている情緒障害等特別支援学級（通級指導学級）については、鷺宮小学校に移転した後、鷺宮小学校と西中野小学校の統合新校に引き続き設置します。【図18、19参照】

【図18】学校再編に伴う特別支援学級の取り扱い

種別	特別支援学級名	現在設置校	統合時の設置校 (学校の位置)	校舍改修等終了後
知的 障害	神明学級（予定）	中野神明小学校 (平成25年度開設)	中野神明小・新山小統合新校 (仮校舎・新山小の位置)	中野神明小の位置へ移転
	ひまわり学級	桃園小学校	桃園小・向台小統合新校 (仮校舎・向台小の位置)	桃園小の位置へ移転
	こだま学級	新井小学校	上高田小・新井小統合新校 (仮校舎・上高田小の位置)	新井小の位置へ移転
	やまと学級	大和小学校	大和小・若宮小統合新校 (仮校舎・若宮小の位置)	大和小の位置へ移転
	しらさぎ学級	西中野小学校	鷺宮小・西中野小統合新校 (第八中の位置)	—
	四葉学級	第四中学校	第四中・第八中統合新校 (若宮小の位置)	—
情緒 障害 等	かみたかだ 通級指導学級	上高田小学校	平和の森小へ移転 (平成30年度)	—
	はなみずき学級	若宮小学校	鷺宮小へ移転 (大和小・若宮小の統合時)	鷺宮小・西中野小統合新校 (第八中の位置)

【図19】学校再編後の特別支援学級（知的障害・情緒障害等）設置校



1 1. 学校再編に伴う指定校変更の取り扱い

子どもたちが通う学校については教育委員会が指定しており、指定された学校の変更を希望される場合には、理由に応じて教育委員会が承認することになっています。学校再編に伴い、在学中に統合することになる学校への入学予定者については、再編後の新たな通学区域や通学距離などを考慮した特例を、また、統合の時点での在校生についても、通学距離などを考慮した特例を設け、指定校変更の承認をすることとします。

なお、この特例の基本的な考え方は、次のとおりですが、適用時期などは、平成 25 年度に定める学校再編の時期にあわせて定めます。

(1) 統合する学校及び統合にあわせ通学区域変更する学校

＜中野神明小、多田小、新山小、第二中、第三中、第十中、桃園小、向台小、上高田小、新井小、白桜小、第四中、第八中、北原小、大和小、若宮小、鷺宮小、西中野小＞

＜新入生＞

- ・統合対象校の通学区域は、統合するどちらの学校への指定校変更も認めます。
- ・通学区域変更となる通学区域は、通学区域変更により指定校となる学校への指定校変更を認めます。
- ・統合新校の位置より通学距離が近い学校への指定校変更を認めます。(小学校のみ)

＜在校生＞

- ・統合新校の位置より通学距離が近い学校への指定校変更を認めます。(小学校のみ)
- ・通学区域変更となる通学区域は、統合新校への指定校変更を認めます。

(2) 通学区域変更のみの学校

＜谷戸小、桃花小、第四中、第五中、第八中、北中野中、緑野中、中野中＞

＜新入生＞

- ・学校再編に伴う指定校変更の取り扱いはありません。なお、他の「指定校変更の承認に関する基準」に照らして特別な事情があると教育委員会が判断した場合に限り、指定校変更は認めます。

＜在校生＞

- ・学校再編に伴う指定校変更の取り扱いはありません。通学区域変更時に通学している学校にそのまま継続して通学することになります。

※ 第四中、第八中は、最初に通学区域変更のみを行い、その後統合します。